

騒音・振動の規制区域

騒音規制区域の区分	振動規制区域の区分	区 域 名
第1種区域		境支所が所管する区域の用途地域のうち第一種低層住居専用地域の区域
第2種区域	第1種区域	1 伊勢崎都市計画区域の用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域を除く区域(第1種区域、第3種区域及び第4種区域を除く) 2 赤堀都市計画区域のうち第3種区域を除く区域 3 東都市計画区域のうち第3種区域を除く区域
第3種区域	第2種区域	1 伊勢崎都市計画区域の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域(第4種区域を除く) 2 波志江町のうち市道(伊)1-525号線、同1-165号線、同1-550号線及び同219号線に囲まれた区域 3 柴町、阿弥大寺町及び東上之宮町のうち市道(伊)6-52号線、同49号線、同62号線、同77号線、同429号線、同426号線及び一般県道駒形柴町線に囲まれた区域 4 境支所が所管する区域の用途地域のうち第一種住居地域及び第二種住居地域の区域 5 西久保町一丁目のうち2番地から甲77番地3まで、99番地1から109番地3まで、383番地から401番地17まで及び1367番地から1379番地までの区域 6 西久保町二丁目のうち99番地2から318番地まで、369番地1から401番地21まで、1402番地から1470番地まで及び1531番地から1535番地までの区域 7 曲沢町のうち2番地1から64番地5まで、161番地1から205番地4まで及び749番地1から806番地61までの区域 8 赤堀鹿島町のうち1455番地から1479番地まで及び1483番地から1551番地までの区域 9 香林町一丁目のうち1700番地から1710番地まで、1717番地から1719番地まで、1721番地から1722番地まで、1724番地、1726番地及び1728番地から1750番地までの区域 10 野町のうち724番地から726番地までの区域 11 赤堀今井町二丁目のうち1741番地から1748番地までの区域 12 市場町一丁目のうち1番地から140番地まで、1452番地から1526番地まで及び1529番地から1598番地までの区域 13 赤堀・東・笠懸工業流通団地の区域 14 香林工業団地の区域 15 赤堀鹿島工業団地の区域 16 多田山産業団地の区域 17 東都市計画区域のうち主要地方道桐生伊勢崎線及び一般国道17号上武道路の両側100メートルの範囲の区域 18 三室町のうち5660番地から5779番地まで、5797番地から5939番地まで及び6200番地から6232番地までの区域
第4種区域		1 伊勢崎都市計画区域の用途地域のうち工業地域及び工業専用地域の区域 2 日乃出町のうち市道(伊)5-437号線、同435号線、同431号線、同161号線、同204号線、(境)1-1号線、同1-2及び粕川に囲まれた区域 3 北千木町のうち一般県道伊勢崎新田上江田線及び東武鉄道伊勢崎線に囲まれた一般県道伊勢崎新田上江田線以南の区域 4 宮子町の用途地域のうち準工業地域の区域

注 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域を、市街化調整区域とは同法第7条の規定により定められた区域を、境支所が所管する区域とは伊勢崎市役所支所設置条例(平成17年伊勢崎市条例第16号)により定められた区域をいう。

騒音の規制基準

特定工場等に対する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝 6時～8時 夕 18時～21時	夜間
	8時～18時		21時～6時
第1種区域	45 dB	40 dB	40 dB
第2種区域	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	65 dB	60 dB	50 dB
第4種区域	70 dB	65 dB	55 dB

注 第1種区域を除き学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50メートルの区域内における基準は、この表に定める値から5dBを減じた値とする。

特定建設作業に対する規制基準

基準の区分 特定建設作業の種類	特定建設作業の場所の敷地境界における騒音の大きさ	夜間作業		一日の作業時間		作業期間	日曜日その他の休日の作業
		第1～3種区域 第4種区域の一部(※)	第4種区域のうち左記以外の区域	第1～3種区域 第4種区域の一部(※)	第4種区域のうち左記以外の区域		
くい打ち機等を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業	85 dB	午後7時から午前7時までは行わないこと	午後10時から午前6時までは行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続して6日を超えて行わないこと	行わないこと
備考		災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く		災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く

注 第4種区域の一部…第4種区域のうち学校、保育所、病院および診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型こども園の敷地の周囲概ね80mの区域内

振動の規制基準

特定工場等に対する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～午前8時)
第 1 種 区 域	65 dB	55 dB
第 2 種 区 域	70 dB	65 dB

特定建設作業に対する規制基準

特定建設 作業の種類	基準の区分 特定建設作 業の場所の 敷地境界に おける騒音 の大きさ	夜間作業		一日の 作業時間		作業期間	日曜日その 他の休日の 作業
		第1～3種 区域 第4種区域 の一部(※)	第4種区域 のうち左記 以外の区域	第1～3種 区域 第4種区域 の一部(※)	第4種区域 のうち左記 以外の区域		
くい打ち機等を使用 する作業 鋼球を使用する作業 舗装版破碎機を使用 する作業 ブレーカーを使用す る作業 空気圧縮機を使用す る作業	75 dB	午後7時から午前7時 までは行わないこと	午後10時 から午前6 時までは行 わないこと	10時間を 超えて行わ ないこと	14時間を 超えて行わ ないこと	連続して6 日を超えて 行わないこ と	行わないこと
備 考		災害、危険防止、鉄道等 の運行並びに道路法、道 路交通法に基づき夜間行 うこととなっている場合 を除く	その作業を開始した日に 終わる場合、災害等によ り緊急を要する場合及び 危険防止のため行う場合 を除く	災害等によ り緊急を要 する場合及 び危険防止 のため行う 場合を除く	災害、危険 防止、鉄道 等の運行、 変電所の工 事並びに道 路法、道路 交通法に基 づき休日に行 うこととな っている場 合を除く		

注 第4種区域の一部…第4種区域のうち学校、保育所、病院および診療所のうち患者の入院施設を有するもの、
図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型こども園の敷地の周囲概ね80mの区域内

告示

騒音関係

- 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定
- 特定工場等において発生する騒音について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準
- 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号に規定する区域の区分ごとの規制基準
- 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の別表に掲げる区域の指定

振動関係

- 特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域並びに規制基準を適用する区域の区分の指定
- 特定工場等において発生する振動について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準
- 特定建設作業の時刻及び時間の区分に応ずる区域の指定
- 自動車振動の限度を定める区域及び時間の指定